

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」
に基づき定める政省令に盛り込むべき事項（案）に対する意見募集結果について

1．概要

平成13年8月8日に開催された中央環境審議会環境保健部会及び産業構造審議会化学・バイオ部会リスク管理小委員会においてそれぞれ審議された「『特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律』に基づき定める政省令に盛り込むべき事項（案）」につき、以下のとおり意見募集を行った。

- （1）期間：平成13年8月13日～平成13年9月12日
- （2）告知方法：経済産業省及び環境省のホームページ、記者発表
- （3）意見送付方法：ファックス、郵送、電子メールのいずれか

2．受付意見件数

合計 9 件

<内訳>

- ・企業 2 件
- ・団体 3 件
- ・個人 4 件

提出意見の中に複数の項目について意見が述べられているものもあり、延べ意見数は30件であった。

3．受付意見の概要

意見（延べ意見数）の内訳は以下のとおりであり、それぞれの意見に対する経済産業省及び環境省の対応（案）については資料1-2に掲載する。

開示の実施に係る手数料について	8 件
秘密情報の取り扱いについて	10 件
届出事項の集計方法及び届出外排出量の算出等について	7 件
その他について	1 件
パブリックコメントの対象外の事項について	4 件
合計	30 件